

東京農工大学 BRIDGE (Border-less Research with InterDiscipline for Global Education) プログラム奨学金規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(略)</p> <p>(プログラムの公募及び選考) 第2条 プログラムの公募及び選考は、<u>グローバル教育院国際教育交流プログラム部会</u>が行い、併せて、各部局で特別聴講学生及び特別研究学生の選考を行う。</p> <p>(プログラムの実施) 第3条 プログラムの実施は、グローバル教育院及び各部局の協力のもと、<u>グローバル教育院国際教育交流プログラム部会</u>が行う。</p> <p>(略)</p> <p>(支給条件) 第5条 支給対象者に対しては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。 (1) 本学において非正規生として、<u>在学期間があるものただし、</u> 年度内に受入期間が終了するものに限る</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(プログラムの公募及び選考) 第2条 プログラムの公募及び選考は、<u>国際交流委員会国際教育交流プログラム小委員会 (以下「小委員会」という。)</u>が行い、併せて、各部局で特別聴講学生及び特別研究学生の選考を行う。<u>ただし、奨学金支給は予算の範囲内で行うものとする。</u></p> <p>(プログラムの実施) 第3条 プログラムの実施は、グローバル教育院及び各部局の協力のもと、<u>小委員会</u>が行う。</p> <p>(略)</p> <p>(支給条件) 第5条 支給対象者に対しては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。 (1) 本学において非正規生として、<u>在学期間があるもので</u>年度内に受入期間が終了するものに限る</p> <p>(略)</p>	<p>グローバル教育院の運営体制の見直しによる改正</p>

附 則 (令和4年8月1日規程第43号)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。